

柔軟なアカデミック・カレンダーの設定について

大学設置基準の改正経緯（授業期間関係）

○昭和31年 単位の計算方法として、毎週1時間15週の講義で1単位とすると規定（講義の場合）。

（単位の計算方法）

第26条 …各授業科目に対する単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする。（略）

○昭和48年 授業期間についての規定を導入。また、従来の2学期制に加えて3学期制を認める。

（単位の計算方法）

第26条 …各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、十五時間の講義をもつて一単位とする。（略）

（授業期間）

第28条の2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。

○平成3年 10週・15週の例外となる「但し書き」を、より一般的な記述に改正（＝現行規定）

（各授業科目の授業期間）

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

授業期間に関する最近の状況

○大学設置基準では、1単位あたり45時間の学修が必要であるとしており、講義であれば15時間の講義が必要とされている。しかしながら、この15時間の中に、定期試験の時間を含めてよいかどうかについては、必ずしも明確ではなかった。

○一方、平成20年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」においては、単位の実質化を重視する観点から、下記のような記述が示された。

「・・・1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある。具体的には、講義や実習等の授業の方法に応じて15～45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない。」

○中教審答申を踏まえ、認証評価機関では、定期試験を10週・15週の期間に含めている場合には、改善するよう各大学に対して指摘を行う事例が見られるようになった。

○こうした状況を踏まえ、各大学は、講義を15週にわたって実施した後に、別途、定期試験期間を設けるようになった。そのため、春学期の場合、従前であれば7月中には終わっていたものが、「15週＋定期試験期間」を確保すると、春学期が8月まで延びる状況が一般化してきた。

(H24年度の学事日程例)

春学期	4月 5日	授業開始	秋学期	9月 18日	授業開始
	7月26日～8月2日	定期試験期間		1月 23日～2月1日	定期試験期間

大学教育部会等における主な意見

前述のような状況に関連して、大学教育部会において、下記のような意見が出された。

- 各大学においては、認証評価機関による評価が、アカデミック・カレンダーにおいて「15週＋定期試験期間」が確保されているかという、形式面の評価を重視するものと受け止められている。
- 各大学は、半期15回の授業日程を確保するため、8月まで学期を伸ばして取り組んでいるが、学修の実質化につながっているのか疑問もある。
- 「15週＋定期試験期間」を確保しなければならないとすると、アカデミック・カレンダーが圧迫されるため、定期試験を行わず、レポートなど平常評価を重視する授業に移行する傾向が生じるのではないか。また、そうした授業が増えるほど、レポート一つ一つの負担を軽くせざるを得ないなど、学修の実質化に逆行する懸念があるのではないか。
- 単に週1コマ×15週の授業だけでなく、例えば週複数回授業を行って、3ヶ月程度で完結する授業など、硬直的と受け止められる仕組みを改めて弾力化を図り、多様な授業のあり方を認めることで、学修の実質化を図ることが必要ではないか。

大学設置基準改正の方向性

【改正の趣旨】

○授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった「週1コマ、15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を推進するため、より弾力的な授業期間の設定を可能にする。

○その際、平成24年8月の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、各大学における創意工夫により、一方向の知識伝達型の授業から、教員・学生が双方向に意思疎通を行うことができるような、学生の主体的な学びを重視する授業への転換が必要。

○なお、今回の改正は、授業期間を弾力化するものであり、「講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない」とする平成20年中教審答申で示した単位についての考え方を変更するものではない。

【具体的な方向性】

- 「教育上必要」かつ「十分な教育効果」が認められる場合に、授業期間の弾力的な運用を認める
- 10週・15週より長い期間も含め、10週・15週と異なる期間を容認

○参考：大学設置基準第23条

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、**教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。**

設置基準改正による効果

○現在でも、語学や体育実技の集中講義など、10週・15週の例外となる授業期間を設定することは可能であるが、「教育上特別の必要がある」ことが要件となっているため、各大学においては限定的に運用されていることが多い。

○今回、この「教育上特別の必要がある」との要件を緩和することで、各大学が、授業改善のために、より柔軟に授業期間を設定していくことが期待される。具体的な事例としては、例えば、以下のようなケースが想定される。

想定される具体的な事例

(週複数回授業の実施)

- ・8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
→例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

(1コマあたりの授業時間の見直し)

- ・1コマあたりの授業時間を延ばし、14週間で、2. 2時間の講義を週1回実施<2単位>

(様々な授業形態の組み合わせ)

- ・13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施<1単位>
- ・11週間で行う「サービス・ラーニング」
 - ①6週間、1時間の講義を週1回行う
 - ②4週間、地域における社会奉仕活動を現場実習として週1回(1回あたり6時間)行う
 - ③最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う <1単位>

○また、現行では但し書きの対象として、集中講義を前提にした「短い特定の期間」しか明示されていないが、例えば、時間をかけてじっくりと理解を深める必要のある授業など、10週・15週より長い期間についても明示的に認める。

弾力化に伴う質保証のための措置

○授業期間を弾力化した場合、アカデミック・カレンダーだけでは、1単位あたりに必要な授業が適切に行われているかどうかを外形的に確認できず、質保証の面での懸念が生じる可能性もある。

○このため、下記のポイントについて、各大学に対して通知等で趣旨を徹底するとともに、認証評価機関にも伝達する。

- ・引き続き、授業期間の原則は10週又は15週とする。
- ・1単位あたりの学修に関する考え方を変えるものではなく、講義であれば、引き続き、1単位あたり15時間以上を確保することが必要であり、授業期間を弾力化した場合においても、各大学において、単位の修得に必要な授業時間数が適切に確保されていることについて説明できること。
- ・授業期間の弾力化が認められるのは、教育上合理的な必要性があり、かつ、そのことによって10週又は15週の原則通りに授業を行う場合と同等以上の教育効果が確保されていることが必要。